

第3章 防 災 組 織

災害の予防・応急及び復旧対策等の防災諸活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、本章においては防災に関する組織及びその運営、災害に関する情報及び特別警報・警報・注意報並びに情報等の伝達等に関する事項を定め、災害対策の実施体制の確立を図るものとする。

第1節 組 織 計 画

1. 江差町防災会議

(1)構 成

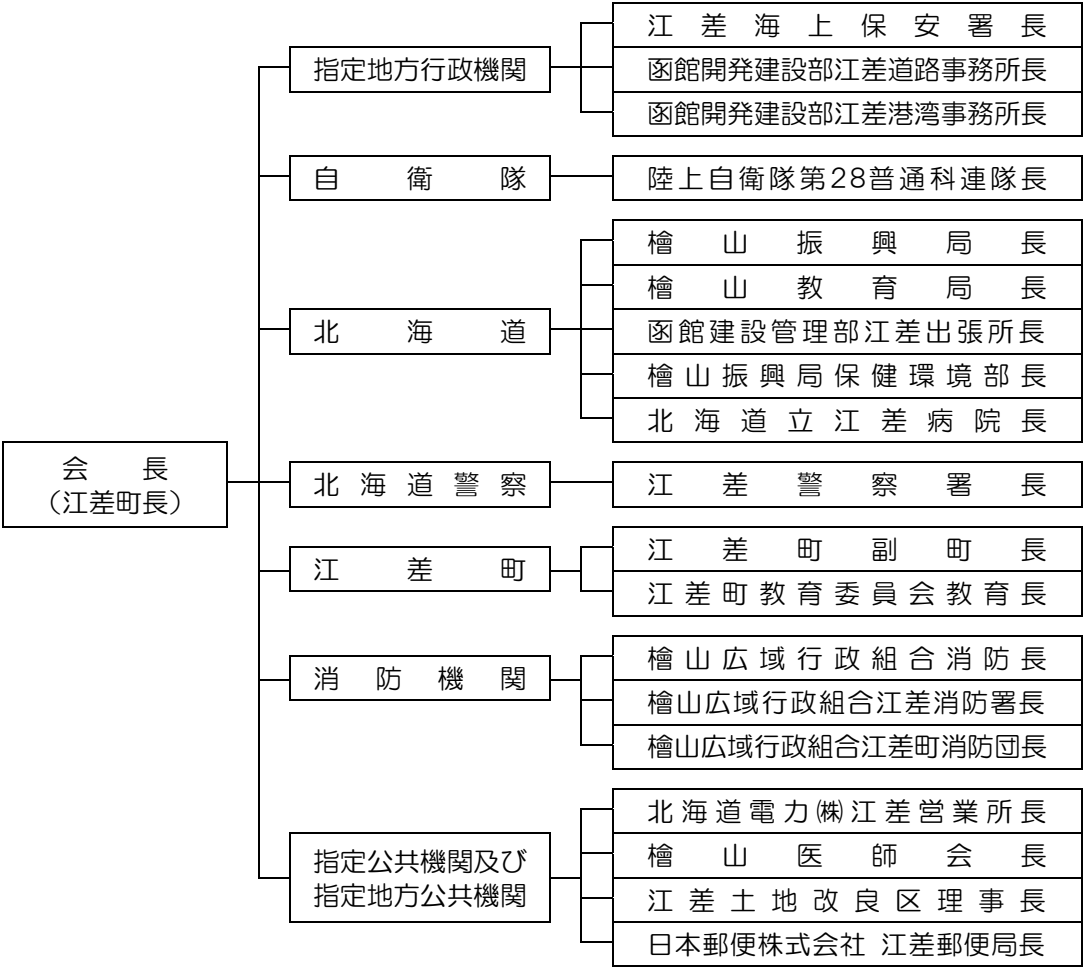
江差町防災会議は町長を会長とし、基本法第16条第6項の規定に基づく江差町防災会議条例第3条第5項の規定により、町長が任命した者を委員として組織し、その所掌事務は本町における防災計画を作成し、その実施を推進するとともに、町の地域に災害が発生した場合において、災害情報の収集、関係機関相互の連絡調整を行うものである。

組織の構成は別図1のとおりである。

(2)運 営

江差町防災会議条例（昭和38年江差町条例第6号）の定めるところによる。

別図1【江差町防災会議組織図】



2. 災害対策本部の設置及び廃止

(1)組 織

江差町の区域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、災害対策本部（以下、「本部」という。）を設置し、本部長に町長、副本部長に副町長及び教育長をあて、本部員に各対策部長及び責任者をあて、災害情報を一元化に把握し共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるとともに災害応急対策を実施する。

災害対策本部組織機構図は、次に示すとおりである。

【災害対策本部組織機構図】

				班 名	係 名		
		対 策 部	責 任 者				
本部長 (町 長)	副本部長 (副町長) (教育長)	本部事務局長 (総務課長)	総 務 課 長	防 災 対 策 班	防 災 生 活 係		
			議 会 事 務 局 長		総 務 係 議 会 事 務 局		
		建設対策部長 (建設水道課長)	建設水道課長	建 設 班	土 木 管 理 係		
				水 道 班	都 市 計 画 係 上 水 道 係 下 水 道 係		
			住民対策部長 (まちづくり推進課長)	まちづくり推進課長	まちづくり班	まちづくり推進係	
		財 政 課 長		財 政 班	広 報 統 計 係		
		出 納 室 長			住 宅 管 財 係		
		税 務 課 長		税 務 班	財 政 係 出 納 係 課 税 係 納 税 係		
		福祉対策部長 (町民福祉課長)	町民福祉課長	福 祉 健 康 班	福祉子育て係		
			健康推進課長		国 保 医 療 係		
					住 民 お も て な し 係		
		経済対策部長 (産業振興課長)	産業振興課長	産 業 班	健 康 推 進 係		
					追分観光課長	観 光 班	介 護 保 険 係
						農 務 係 林 務 係 水 産 係 商 工 係 農 業 委 員 会	
			教育対策部長 (学校教育課長)	学校教育課長	学 校 教 育 班	観 光 係 江 差 追 分 係	
				社会教育課長	社 会 教 育 班	総 務 係	
		学 校 教 育 係					
給 食 セ ン タ ー							
				社 会 教 育 係 地 域 文 化 係 図 書 係			

本 部 員 会 議		
本 部 長	副 本 部 長	各 対 策 部 長 及 び 責 任 者

本 部 連 絡 員		
各	責	任 者

(2)業務分担

本部の業務分担は、次に示すとおりである。

災害対策本部の各班事務分掌

部	班	係	対策事務	災害救助法に基づく救助事務
本部事務局	防災対策班	防災生活係 総務係 議会事務局	(1)災害対策に関すること (2)災害対策本部の設置及び本部員会議に関すること (3)本部内の連絡調整に関すること (4)防災会議その他関係機関団体の連絡に関すること (5)災害情報の収集及び伝達・報告に関すること (6)災害状況の収集・集計・報告に関すること (7)本部の庶務に関すること (8)災害通信の確保に関すること (9)罹災証明書の発行に関すること (10)関係機関団体に対する協力及び応援要請に関すること (11)自衛隊の派遣要請に関すること (12)職員の動員に関すること (13)その他各班に属しない事項に関すること	
	建設班	土木管理係 都市計画係	(1)交通不能箇所の調査及び通行路線の決定に関すること (2)道路・橋梁・河川その他土木関係の被害調査及び応急対策・復旧に関すること (3)災害時の河川の水位、雨量等の情報収集に関すること (4)災害時における一般車両及び土木建設用機械等の運行計画の作成及び実施に関すること (5)災害時における障害物の除去に関すること (6)被災地の住宅対策に関すること (7)被害住宅復興資金に関すること (8)応急仮設住宅の設置及び修理に関すること (9)都市施設災害復旧工事の調査、設計、施工監督及び検査に関すること (10)都市施設の被害調査及び応急対策に関すること	○障害物の除去に関すること ○応急仮設住宅の設置、住宅の応急修理に関すること
建設対策部	水道班	上水道係 下水道係	(1)水道施設の災害対策及び被害調査に関すること (2)下水道施設の災害対策及び被害調査に関すること (3)飲料水及び消火用水の確保に関すること (4)水道施設の復旧に関すること (5)下水道施設の復旧に関すること	○飲料水の供給に関すること

部	班	係	対 策 事 務	災害救助法に基づく救助事務
住民対策部	まちづくり班	まちづくり推進係 広報統計係	(1)海上輸送及びヘリコプター輸送の要請に関する事 (2)ボランティアの受入計画に関する事 (3)災害視察及び見舞者の接見に関する事 (4)報道機関との連絡に関する事 (5)災害写真の収集に関する事 (6)災害広報、避難場所の周知広報に関する事 (7)行方不明者の捜索に関する事 (8)災害時における死体の処理及び埋葬に関する事 (9)緊急を要する他の班との協力に関する事 (10)その他特命事項に関する事	○死体の処理及び埋葬に関する事
	財 政 班	住宅管財係 財 政 係 出 納 係	(1)連絡自動車等の確保と運行計画に関する事 (2)災害時の輸送車両の確保と運行計画に関する事 (3)庁舎の整備及び町有施設の災害対策に関する事 (4)公営住宅被害の調査に関する事 (5)災害時における清掃に関する事 (6)災害対策の予算及び決算に関する事 (7)災害対策の経理に関する事 (8)物品・資材の調達に関する事	○輸送に関する事 ○被災世帯の調査に関する事（公営住宅）
	税 務 班	課 税 係 納 税 係	(1)一般的被害（人的被害・住宅被害・非住家被害）の調査に関する事（民間住宅） (2)被災者名簿の作成に関する事 (3)被災者の税の減免に関する事	○被災世帯の調査に関する事
福祉対策部	福祉健康班	福祉子育て係 国保医療係 住民おもてなし係 健康推進係 介護保険係 地域包括支援係	(1)救援物資の調達に関する事 (2)被災者に対する援護、相談に関する事 (3)住民組織活動に関する事 (4)避難所の設置及び被災者の収容に関する事 (5)被災者の収容施設への受入れに関する事 (6)被災地域の老人世帯・身障世帯及び母子世帯等の救護に関する事 (7)避難行動要支援者に関する事 (8)衣料・生活必需品等の確保と供給に関する事 (9)被災者に対する主要食糧の供給計画及び炊き出しに関する事 (10)社会福祉施設の被害調査及び応急対策・復旧に関する事 (11)義援金の受付、配分及び輸送に関する事 (12)保育園児の保護に関する事	○避難所の開設に関する事 ○炊出しその他による食品の給与に関する事 ○被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与に関する事 ○医療、助産に関する事

部	班	係	対 策 事 務	災害救助法に基づく救助事務
福祉対策部	福祉健康班	福祉子育て係 国保医療係 住民おもてなし係 健康推進係 介護保険係 地域包括支援係	(13)被災地の医薬品その他衛生材料の供給及び確保に関する事 (14)災害時の医療、助産に関する事 (15)メンタルヘルスケアに関する事 (16)被災地の防疫等環境衛生保持に関する事 (17)衛生施設の復旧対策に関する事 (18)被災地の健康管理に関する事	
	施 設 班	ひ の き 荘	(1)老人ホームの災害対策に関する事 (2)老人ホーム施設の復旧対策に関する事	
産業対策部	産 業 班	農 務 係 林 務 係 水 産 係 商 工 係 農業委員会	(1)農林水産物の防災及び技術対策に関する事 (2)農林用資材の復旧に関する事 (3)農家の罹災対策に関する事 (4)農作物の病害虫防除に関する事 (5)農産物及び農業施設の災害対策及び被害調査に関する事 (6)農林団体との連絡調整に関する事 (7)町有林の災害対策及び被害調査に関する事 (8)水産物及び水産施設の災害対策及び被害調査に関する事 (9)被害漁家の営漁指導に関する事 (10)漁業団体との連絡調整に関する事 (11)海岸の防災に関する事 (12)海面の監視に関する事 (13)商工施設の被害調査に関する事 (14)災害時の労務供給計画及びその実施に関する事 (15)生活物資の流通対策に関する事 (16)商工団体との連絡調整に関する事 (17)災害に関連した失業者の対策に関する事	
	観 光 班	観 光 係 江差追分係	(1)観光施設の災害対策及び被害調査に関する事 (2)追分関連施設等の被害調査及び応急対策に関する事 (3)民芸団体との連絡調整に関する事 (4)観光客等の調査把握・情報提供・保護に関する事	
教育対策部	学校教育班	総 務 係 学校教育係 給食センター	(1)教育施設の災害対策及び被害調査に関する事 (2)災害時における学用品の給与に関する事 (3)児童生徒の保護計画実施に関する事 (4)各学校との連絡調整に関する事 (5)災害活動に協力する団体との連絡調整に関する事 (6)給食施設の災害対策及び被害調査に関する事 (7)児童生徒の給食に関する事	○学用品の給付に関する事

部	班	係	対 策 事 務	災害救助法に基づく救助事務
教育 対 策 部	社会教育班	社会教育係 地域文化係 図 書 係	(1)社会教育施設等の災害対策及び被害調査に関すること (2)文化財の保全に関すること (3)図書館の災害対策及び被害調査に関すること (4)図書の保全に関すること	

(3)設 置

基本法第23条第1項の規定により、次の基準の一に該当する場合、町長は気象予報（注意報を含む）、警報並びに情報等及び災害の状況を見極めたうえで、必要と認めたとき設置するものとする。

災 害 対 策 本 部 設 置 基 準		
風	水	害
雪		害
大 事 故 等	海 上 災 害	○大型台風の接近等で被害の発生が予想されるとき ○住家の床上浸水や全半壊等の被害、人的被害が発生し、さらに被害の拡大が予想されるとき ○避難勧告、孤立集落の発生等により応急対策が必要なとき ○交通機関の障害、生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき
	道 路 災 害	○孤立集落の発生等により、応急対策が必要なとき ○ライフライン等の被害が発生し、対策が必要なとき
	危 険 物 等 災 害	○家屋・施設や人的被害が発生し、さらに被害の拡大が予想されるとき
	大 規 模 火 災	○家屋・施設や人的被害が発生し、さらに被害の拡大が予想されるとき
	林 野 火 災	○消火活動の難航が予想されるとき ○家屋、施設や人的被害が発生し、さらに被害の拡大が予想されるとき

※地震・津波災害の場合については、「第6章第3節 災害応急対策計画」のとおりとする。

(4)廃 止

本部長は、災害の発生するおそれが解消したと認められるとき、又は災害発生後における応急措置が完了したと認められるときは、本部を廃止する。

(5)設置及び廃止の公表

本部を設置したときは、速やかに本部員、江差町防災会議構成機関、その他の防災関係機関及び報道機関並びに住民に対し周知に努めるとともに、本部の表示を本部設置場所に掲示する。

なお、廃止した場合の公表も設置の場合に準ずるものとする。

(6)本部の名称

本部の名称は冒頭に災害名を付し、「〇〇災害・江差町災害対策本部」とする。

(7)本部の設置場所

本部は江差町役場内におく。災害時の拠点となる庁舎等については、耐震対策等により安全性を確保するよう努めるものとする。

また、大規模な災害により庁舎が被災し、使用不能となった場合には、被災をまぬがれた町内施設のうちから本部長が代替場所を指定する。なお、その際、速やかにその旨を関係機関に連絡するものとする。

(8)災害対策本部長の職務代理者の指定

本部長が不在あるいは事故あるときは、副本部長（副町長・教育長）がその職務を代理する。

3. 災害対策本部の活動体制

本部が設置されると同時に、各対策部及び班の活動体制が速やかに確立されるよう各対策部長は、その所掌する業務内容についての活動要領を作成し、平常時から従事する職員に周知徹底を図るものとする。

(1)本部員会議

本部員会議は、本部長・副本部長・各対策部長及び責任者で構成し、災害対策に必要な指示・総合調整を行うため開催する。

①協議事項

- ア. 気象情報または災害情報に関すること。
- イ. 配備体制に関すること。
- ウ. 各対策部の措置及び調整に関すること。
- エ. 災害応急対策及び予防対策に関すること。
- オ. 防災関係機関に対する応援要請及び自衛隊災害派遣要請に関すること。
- カ. 災害救助法の適用要請に関すること。
- キ. その他災害対策の重要事項に関すること。

②本部員会議の招集

- ア. 本部員会議は、本部長が招集する。

③本部員会議の運営

- ア. 本部長は、本部員会議の議長となる。
- イ. 各対策部長及び責任者は、それぞれの所管事項について会議に必要な資料を提出しなければならない。
- ウ. 各対策部長は、必要に応じ所属職員を伴って会議に出席することができる。
- エ. 各対策部において会議を招集する必要があると認めるときは、本部事務局長にその旨を申し出なければならない。

④決定事項の周知

本部員会議において決定した事項のうち、各対策部長は部員に周知する必要があると認めた事項について、速やかに周知の手続きをとらなければならない。

(2)本部連絡員

- ①本部事務局長が必要と認めたときは、本部連絡員を置く。
- ②本部連絡員は、各対策班の責任者をもって充てる。
- ③本部連絡員は、各対策部の災害に関する情報及び応急対策の実施状況をとりまとめて本部に報告するとともに、本部からの連絡事項を各対策部に伝達するものとする。

4. 災害対策本部の配備体制

予想される災害の規模又は災害が発生した場合の災害規模及び態様によって対策本部に配備体制を整えるものとし、その配備基準は次のとおりとする。なお、本部が設置されていない場合であっても、災害の規模及び特性に応じて、臨機に非常配備の体制をとるものとする。

- ①本部は、被害の防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、非常配備の体制をとるものとする。ただし、本部が設置されない場合であっても非常配備に関する基準により配備の体制をとることがあるものとする。
 - ②非常配備の種別・配備内容・配備時期等の基準は次のとおりとし、配備の決定は本部長が行う。
 - ③班長は、所掌事務に基づき班内の配備基準を定め、班員に徹底しておくものとする。
- ※班別の災害規模別動員人数は「別表1」のとおり。

【災害対策本部の配備に関する基準】

配備区分	配備時期	配備内容	配備体制
第一非常配備	1. 気象・地象及び水象に関する警報又は情報等を受けたとき。 2. 局地的・小規模な事故等で被害が軽微なとき。 3. その他本部長が必要と認めたとき。	情報収集・伝達・報告及び連絡調整活動等が円滑に行える体制とし、災害の発生が予想される地域の監視を行い、状況により更に次の第二非常配備に移行し得る体制を整えておくこととする。	○本部事務局 ○各対策部長 ○各対策部の責任者（課長職）
第二非常配備	1. 特別警報（大雨・暴風・高潮・波浪・暴風雪・大雪）が発表されたとき。 2. 大型台風の接近等で被害の発生が予想されるとき。 3. 局地的に災害の発生が予想される場合又は災害が発生したとき。 4. その他、本部長が当該配備を必要と認めたとき。	災害の発生とともに関係各対策部の部員が速やかに、災害応急活動が開始できる体制とする。	○本部事務局 ○各対策部長 ○各対策部の係長以上の職員
第三非常配備	1. 広域にわたり災害の発生が予想される場合及び被害が甚大であると予想されるとき、または災害が発生したとき。 2. 予想されない重大な災害が発生したとき。	災害対策本部職員全員をもって迅速にそれぞれの災害応急活動ができる体制とし、応急措置を講じ災害の拡大を防ぐとともに、被災者の救護を実施する。	○各対策部の全班員

※災害の規模及び特性に応じて上記基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整えるものとする。

※地震・津波災害の場合については、「第6章第3節 災害応急対策計画」のとおりとする。

④動員の伝達系統及び伝達方法

平常執務時及び夜間・休日における伝達系統は別表2のとおりとする。なお、平常執務時には庁内放送及び電話で行い、夜間休日においては電話等により行うものとし、その細部にわたる方法、順序等は各対策部長があらかじめ定めておくところとする。

⑤職員の非常登庁

災害時には、初動時の対応が最も重要であることから、勤務時間外・休日においても迅速に初動体制がとれるよう連絡体制を整備する。

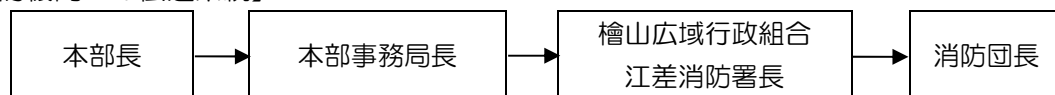
職員は、勤務時間外・休日等において登庁の指示を受けたとき、又は災害が発生し、あるいは災害の発生のおそれがある情報を察知したときは、災害の情報により所属の長と連絡のうえ、又は自らの判断により登庁するものとする。

なお、本部が設置された場合は、電話・遠隔吹鳴システム・広報車・テレビ・ラジオ等により周知させるものとし、職員がこの旨を知った場合は、直ちに登庁するものとする。

⑥消防機関に対する伝達

本部が設置された場合は、その配備体制についての消防機関への伝達は次により行う。

【消防機関への伝達系統】



別表 1

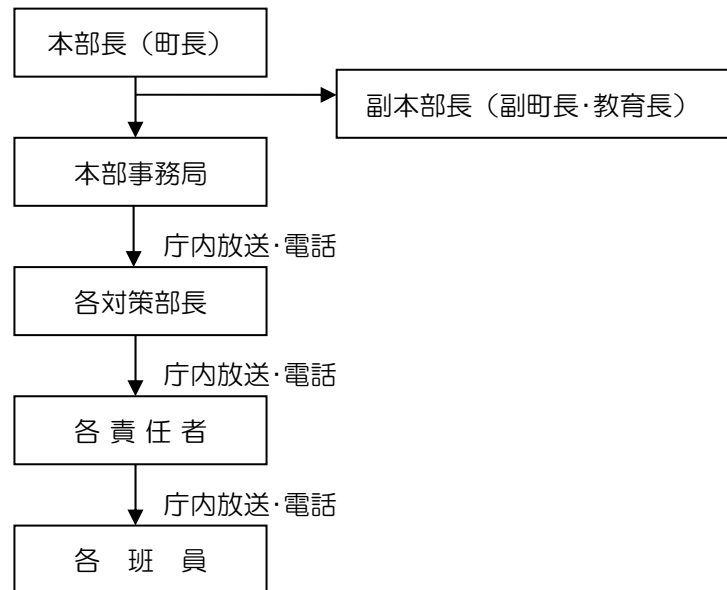
配備の基準別各対策部の動員数

配備基準	出動対策部	動 員 体 制
第一非常配備 (準備体制)	本部事務局	本部事務局全員及び各対策部長全員
	建設対策部	建設班・水道班の責任者、及び建設班(土木管理係)の係長以上の職員
	住民対策部	まちづくり班・財政班・税務班の責任者
	福祉対策部	福祉班・健康班の責任者〔施設班はひのき荘に待機〕
	経済対策部	産業班・観光班の責任者
	教育対策部	学校教育班・社会教育班の責任者
第二非常配備 (警戒体制)	本部事務局	本部事務局全員及び各対策部長全員
	建設対策部	建設班・水道班の全職員
	住民対策部	まちづくり班・財政班・税務班の係長以上の職員
	福祉対策部	福祉班・健康班の係長以上の職員〔施設班はひのき荘に待機〕
	経済対策部	産業班・観光班の係長以上の職員
	教育対策部	学校教育班・社会教育班の係長以上の職員
第三非常配備 (非常体制)	全 対 策 部	対策本部全職員

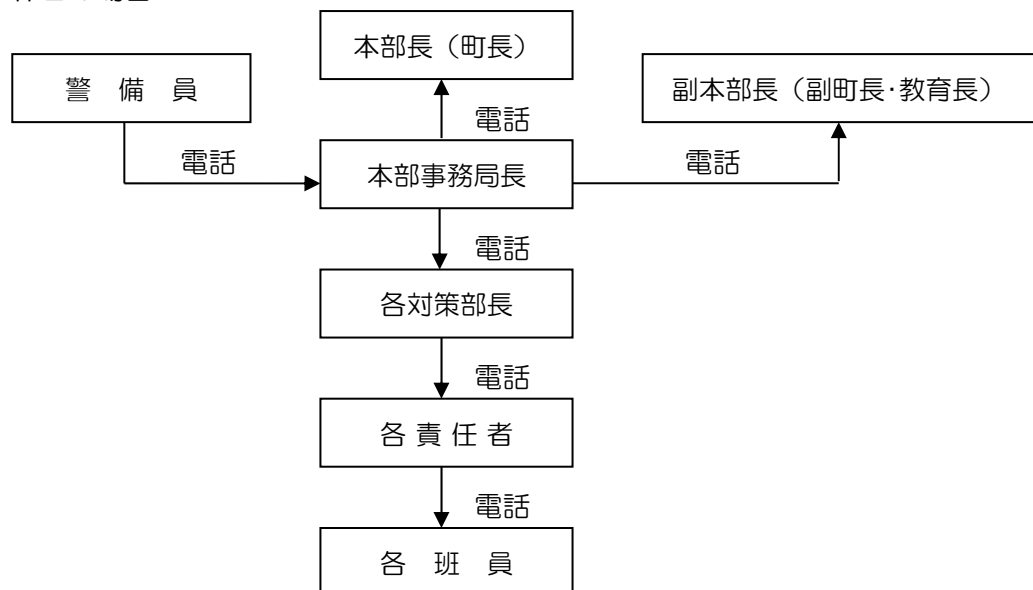
別表2

動 員 の 伝 達 系 統

◆平常勤務時の場合



◆夜間・休日の場合



5. 非常配備体制の活動要領

(1)本部の活動開始及び終了

①活動の開始

災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合、災害対策本部の設置基準により本部が設置されたとき、本部はその一部又は全部が活動を開始する。

②活動の終了

本部長は、予想された災害の危険が解消したと認められるとき又は災害発生後における応急措置がおおむね完了したと認められるとき、本部の活動を終了し、解散するものとする。

(2)非常配備体制下の活動

①第1 非常配備体制下の活動

第1 非常配備体制下における活動の要点は、おおむね次のとおりとする。

- ア. 本部事務局長は、函館地方気象台その他関係機関と連絡を取り、気象情報等の収受・伝達等を行う。
- イ. 本部事務局長は、雨量・水位等に関する情報を関係機関から収集する。
- ウ. 各責任者は、本部事務局からの情報又は連絡に即応し、情勢に対応する措置を検討するとともに、随時待機職員に必要な指示を行うものとする。
- エ. 第1 非常配備につく職員の人数は、状況により各対策部長において増減するものとする。

②第2 非常配備体制下の活動

第2 非常配備体制下における活動の要点は、おおむね次のとおりとする。

- ア. 本部長は、本部の機能を円滑にするため、必要に応じて本部員会議を開催する。
- イ. 各責任者は、情報の収集・伝達体制を強化する。
- ウ. 本部事務局長は、各対策部長及び防災会議構成機関と連絡を密にして客観情勢を判断するとともに、その状況を本部長に報告するものとする。
- エ. 各責任者は、次の措置を取り、その状況を本部長に報告するものとする。
 - a. 災害の状況を班員に徹底させ、所要の人員を非常業務につかせること。
 - b. 装備・物資・資機材・設備・機械・車両等を点検し、必要に応じて被災現地（被災予想地）へ配置すること。
 - c. 関係班及び災害対策に関係のある外部機関との連絡を密にし、活動体制を整備すること。

③第3 非常配備体制下の活動

第3 非常配備が指令された後は、各班は災害対策活動に全力を集中するとともに、その活動状況を随時本部長に報告するものとする。

6. 住民組織等の活用

災害時における応急活動を迅速かつ的確に実施するための人員に不足を生じた場合、町長は、町内会、婦人会等の住民組織に対し、主に次の事項について協力を要請する。

- (1)災害情報の収集・伝達と町（本部）等への連絡に関すること。
- (2)災害情報等の地域住民に対する広報に関すること。
- (3)避難勧告・指示等の発令時に避難場所への誘導に関すること。
- (4)避難所等の炊き出しに関すること。
- (5)救援物資の支給、防疫及び清掃の奉仕に関すること。
- (6)その他救助活動で町長が協力を求めた事項。

第2節 気象業務に関する計画

暴風・竜巻・暴風雪・大雨・大雪・洪水・高潮・波浪・土石流等による災害を未然に防止し、また、その被害を軽減するために必要な気象、地象（地震及び火山現象を除く）及び水象（地震に密接に関連するものを除く）等の特別警報・警報・注意報並びに情報等の収集・伝達方法等に関する計画は、次に定めるところによる。

1. 気象業務組織

(1) 予報区と担当官署（当町管轄担当）

① 一般予報区

ア. 一般予報区は、わが国全域を対象とする全国予報区（気象庁本庁担当）と、11に分割した地方予報区に分かれ、更に地方予報区を56に分割した府県予報区から成っている。北海道全域（北海道地方予報区）は札幌管区気象台が担当し、本町の区域担当官署は函館地方気象台であり、渡島・檜山地方を担当している。

イ. 予報区及び特別警報・警報・注意報に用いる細分区域名は次のとおりである。

a. 一次細分区域（北海道は振興局単位）

府県予報区を気象特性、災害特性及び地理的特性により分割し、行政区画によって調整した区域で、かつ、天気予報を定款的に細分して行う。

b. 二次細分区域

一次細分区域をさらに分割し市町村を原則とするが、行政区画によって調整した区域で、特別警報・警報・注意報の課題にその区域名を付加するものをいう。

c. 市町村等をまとめた地域

二次細分区域ごとに発表する特別警報・警報・注意報の発表状況を地域的に概観するために、災害特性や都道府県の防災関係機関等の管轄範囲などを考慮してまとめた区域。

（注）特別警報・警報・注意報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

府県予報区担当官署 （担当区域）	一次細分 区域名	二次細分 区域名	区 域
函館地方気象台 （渡島・檜山管内）	渡 島 総 合 振 興 局	渡島北部	長万部町、八雲町（旧熊石町を除く）
		渡島東部	函館市、北斗市、森町、七飯町、鹿部町
		渡島西部	松前町、知内町、木古内町、福島町
	檜山振興局	檜山北部	せたな町、八雲町（旧熊石町に限る）、今金町
		檜山南部	江差町、乙部町、厚沢部町、上ノ国町
		檜山奥尻	奥尻町



②海上予報区

海上予報区は、全般海上予報区（気象庁本庁担当）と12の地方海上予報区に分かれており、その内、札幌管区气象台と函館地方气象台が担当する区域は次のとおりである。

ア．札幌管区气象台の担当区域

茂津多岬の突端から270度に引いた線以北及び知床岬の突端から90度に引いた線以北並びに千島列島以北の海岸線から300海里以内の海域で5つの海域に細分している。

イ．函館地方气象台の担当区域

尻屋崎から110度に引いた線以北及び青森県と秋田県の境界線から315度に引いた線以北並びに茂津多岬の突端から270度に引いた線及び知床岬の突端から90度に引いた線以南並びに千島列島以南の海岸線から300海里以内の海域で5つの海域に細分している。

海上予報区の細分区域

担当気象官署	地方海上予報海域名	細分海域
札幌管区气象台	日本海北部及びオホーツク海南部	サハリン西方海上 宗谷海峡 北海道西方海上 サハリン東方海上 網走沖
函館地方气象台	北海道南方及び東方海上	北海道東方海上 釧路沖 日高沖 津軽海峡 檜山津軽沖

(2) 予報区担当官署の業務内容

気象官署は、前述のように特別警報・警報・注意報並びに情報等を発表する担当区域を異にしており、またその業務内容も官署によって異なっている。

一般の特別警報・警報・注意報並びに情報等は府県予報区担当気象官署及び分担気象官署、地方海上予報や警報は札幌管区気象台及び函館地方気象台が担当する。

気象官署別の特別警報・警報・注意報並びに情報等は、次のとおりである。

担 当 官 署	予警報等の種類	回 数
札幌管区 (地方予報区担当官署)	地方天気予報 (地方天気分布予報) 地方週間天気予報 地方季節予報 1箇月予報 3箇月予報 暖候期予報 寒候期予報 地方気象情報	毎日3回(05、11、17時) 毎日2回(11、17時) 毎週1回(金) 毎月1回 毎年1回(3月) 毎年1回(10月) 随 時
稚内、旭川、札幌、網走 釧路、室蘭、函館 (府県予報区担当官署)	府県天気予報 地域時系列予報 府県週間天気予報 特別警報・警報・注意報 府県気象情報	毎日3回(05、11、17時) 毎日3回(05、11、17時) 毎日2回(11、17時) 随 時 随 時
帯広 (分担気象官署)	特別警報・警報・注意報 府県気象情報	随 時 随 時
稚内、網走、釧路 (府県予報区担当官署)	海水予報 海水情報	毎日1回(海水期) 随 時
札幌、函館 (地方海上予報区担当官署)	地方海上予報 地方海上警報 海水情報	毎日2回(07、19時) 随 時 随 時

2. 特別警報・警報・注意報の発表基準等

気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに火災気象通報の発表、伝達等は、気象業務法（昭和27年法律第165号）、水防法（昭和24年法律第193号）、及び消防法（昭和23年法律第186号）の規定に基づき行うもので、特別警報・警報・注意報の種類、発表基準、発表方法等は次によるものとする。

(1) 種類及び発表基準

① 特 別 警 報

警報の発表基準をはるかに超える異常な現象が予想され、重大な災害が起こるおそれ著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。発表は市町村単位で発表される。

現象の種類	発 表 想 定	
大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴 風	数十年に一度の強度の	暴風が吹くと予想される場合
高 潮	台風や同程度の温帯低	高潮になると予想される場合
波 浪	気圧により	高波になると予想される場合
大 雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	
暴 風 雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	

②気象警報

種 類		発表基準
大 雨 警 報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。	表面雨量指数基準 13 土壌雨量指数基準 114
大 雪 警 報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表	12時間降雪の深さ 40cm
暴 風 警 報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表	平均風速 陸上20m/s 海上25m/s
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。	平均風速 陸上20m/s 海上25m/s 雪による指定障害を伴う

※「表面雨量指数」とは、短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標

③気象注意報

種 類		発表基準
大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表	表面雨量指数基準 8 土壌雨量指数基準 92
大雪注意報	大雪による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表	12時間降雪の深さ 25cm
強風注意報	強風による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表	平均風速 陸上13m/s 海上18m/s
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表	平均風速 陸上13m/s 海上18m/s 雪による指定障害を伴う
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表	視 程 陸上 200m 海上 500m
雷 注 意 報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。	落雷等により被害が予想される場合
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。	最小湿度 35% 実効湿度 65%
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表	①24時間降雪の深さ30cm以上 ②積雪の深さ50cm以上で日平均気温5℃以上
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。	〔船体着氷〕 水温4℃以下、気温-5℃以下で風速8m/s以上
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。	気温0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるとときに発表される。	60mm以上 24時間雨量と融雪量（相当水量）の合計
霜 注 意 報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれがあるとときに発表される。	最低気温3℃以下
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるとときに発表される。	平均気温が平年より5℃以上低い日が2日以上継続

(2) その他警報及び発表基準

種	類	発表基準
地面現象警報	大雨や大雪等による山崩れ・地すべりなどによって、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報。気象警報に含めて発表される。	
浸水警報	浸水によって、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報。気象警報に含めて発表される。	
高潮警報	台風や低気圧等によって、海面の異常上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。	潮位(T.P上)江差港1.2m ※T.P=東京湾平均海面
波浪警報	高い波によって、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	有義波高 6m
洪水警報	大雨・長雨・融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。	流域雨量指数基準 厚沢部川流域 43.2 鰺川流域 6.3 田沢川流域 7.4 泊川流域 6.6 豊部内川流域 8.9

(3) その他注意報及び発表基準

種	類	発表基準
地面現象注意報	大雨や大雪等による山崩れ・地すべりなどによって、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報。気象注意報に含めて発表される。	
浸水注意報	浸水によって、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報。気象注意報に含めて発表される。	
高潮注意報	台風や低気圧等によって、海面の異常上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	潮位(T.P上)江差港0.8m ※T.P=東京湾平均海面
波浪注意報	高い波によって、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	有義波高 3m
洪水注意報	大雨・長雨・融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	流域雨量指数基準 厚沢部川流域 34.5 鰺川流域 5.0 田沢川流域 5.9 泊川流域 5.2 豊部内川流域 7.1

(注1) この基準の数値は、北海道における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象・要素によって災害発生を予想する際の目安である。

(注2) 有義波高とは、ある地点を連続して通過する波のうち、高い方から順に1/3の個数までの波について平均した波高

(注3) 大雨警報中に、重大な土砂災害の発生が予想される場合には「過去数年間で最も土砂災害の危険性が高まっています。」といった説明を加えて、「重要変更」と明示した警報が発表される。

3. 特別警報・警報・注意報の伝達

次に示す系統図に基づき、電話、遠隔吹鳴システム、広報車、口頭、その他最も有効な方法により迅速かつ的確に通報・伝達する。

なお、特別警報・警報・注意報及び気象情報等伝達系統図は、次のとおりである。

The organizational chart for Ishikawa City, Hokkaido, is structured as follows:

- 札幌管区気象台** (Sapporo District Meteorological Office) is connected to **函館開発建設部** (Hakodate Development and Construction Department).
- 北海道** (Hokkaido) is connected to **函館海上保安部** (Hakodate Maritime Security Department), **北海道警察函館方面本部** (Hokkaido Police Hakodate Area Headquarters), **NTT東日本仙台センター** (NTT East Japan仙台Center), **北海道森林管理局** (Hokkaido Forest Management Agency), **江差郵便局** (Ishikawa Post Office), **ハートランドフェリー(株)** (Heartland Ferry Co., Ltd.), **北海道電力(株)函館支店** (Hokkaido Electric Power Co., Ltd. Hakodate Branch), and **NHK/HBC/STV UHB/HTB/TVH 放送局** (NHK/HBC/STV UHB/HTB/TVH Broadcasting Station).
- 函館地方気象台** (Hakodate Local Meteorological Office) is connected to **江差町** (Ishikawa Town).
- 江差町** (Ishikawa Town) is connected to **総務課又は警備員** (General Affairs Section or Security Personnel), **副町長・教育長** (Deputy Mayor and Education Director), and **町長** (Mayor).
- 函館海上保安部** (Hakodate Maritime Security Department) is connected to **江差海上保安署** (Ishikawa Maritime Security Office).
- 北海道警察函館方面本部** (Hokkaido Police Hakodate Area Headquarters) is connected to **江差警察署** (Ishikawa Police Station).
- 北海道森林管理局** (Hokkaido Forest Management Agency) is connected to **檜山森林管理署** (Hiruyama Forest Management Office).
- 江差郵便局** (Ishikawa Post Office) is connected to **江差郵便局** (Ishikawa Post Office).
- ハートランドフェリー(株)** (Heartland Ferry Co., Ltd.) is connected to **ハートランドフェリー(株)** (Heartland Ferry Co., Ltd.).
- 北海道電力(株)函館支店** (Hokkaido Electric Power Co., Ltd. Hakodate Branch) is connected to **北海道電力(株)江差営業所** (Hokkaido Electric Power Co., Ltd. Ishikawa Sales Office).
- NHK/HBC/STV UHB/HTB/TVH 放送局** (NHK/HBC/STV UHB/HTB/TVH Broadcasting Station) is connected to **放送局** (Broadcasting Station).
- 江差町** (Ishikawa Town) is connected to **江差町消防団** (Ishikawa Town Fire Unit), **江差消防署** (Ishikawa Fire Station), **遠隔吹鳴広報車** (Remote Siren Broadcast Vehicle), **広報車** (Publicity Vehicle), **各対策部長** (Chief of Each Countermeasure), **各課長** (Chief of Each Section), **関係機関** (Related Organizations), **各学校** (All Schools), and **児童・生徒** (Children and Students).
- 江差町** (Ishikawa Town) is connected to **船舶** (Ship).
- 江差町** (Ishikawa Town) is connected to **海事・漁業関係団体** (Maritime and Fishing Related Organizations).
- 江差町** (Ishikawa Town) is connected to **駐在所** (Post Office).
- 江差町** (Ishikawa Town) is connected to **一般住民** (General Residents).

① 受領伝達責任者

気象に関する「特別警報・警報・注意報並びに情報等」の受領及び周知の責任者（以下、「受領責任者」という。）は、本部事務局長とする。なお、本部事務局長が不在の場合は、総務課主幹・防災担当係長の順とする。なお、受領責任者は、通知を受領したとき必要に応じ関係各課長及び関係機関に通知するとともに、防災上必要があると認めるときは、直ちに一般住民に周知するものとする。

②特別警報・警報・注意報並びに情報等を受領した場合の措置

ア．執務時間内の場合

防災担当職員は、「特別警報・警報・注意報並びに情報等」を受けたとき、直ちに受領責任者に報告してその指示を受け、必要に応じて関係各課及び関係機関に通知する。

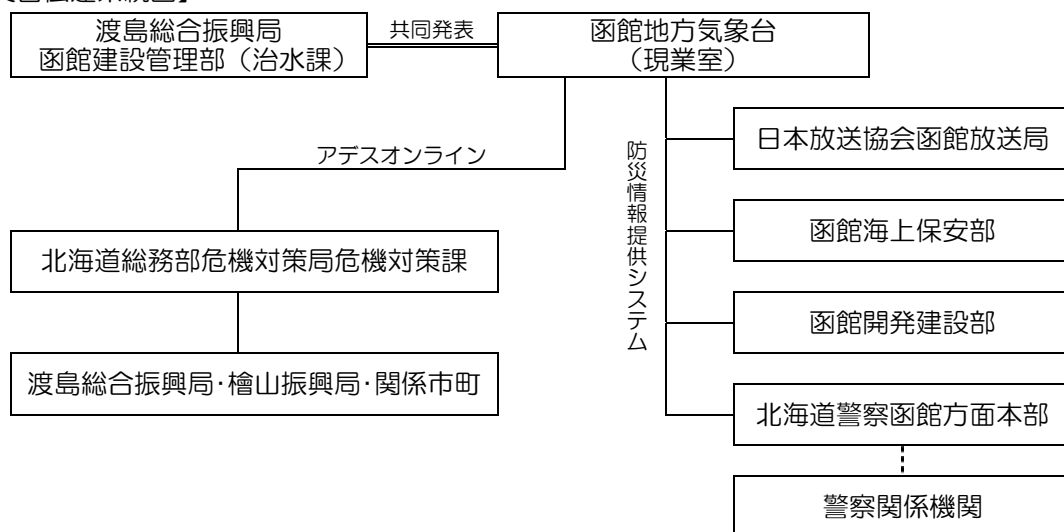
イ．執務時間外の場合

執務時間外の「特別警報・警報・注意報並びに情報等」の取り扱いは、夜間及び休日（週休日及び祝日）の場合は夜警員が受領し、直ちに受領責任者に連絡する。

4．土砂災害警戒情報

渡島総合振興局と函館地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害が発生する危険性が高まった時に、市町村長が防災活動・避難勧告等を発令する際の判断や、住民の自主避難の判断の参考となるよう、市町村等ごとに発表する。

【土砂災害伝達系統図】



5．火災気象通報（函館地方気象台発表）

①火災気象通報と基準

函館地方気象台が発表する火災気象通報は、北海道を通じて、本町に通報される。町長は、この通報を受けたとき、又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めたときは、火災警報を発令することができる。

【火災気象通報基準】

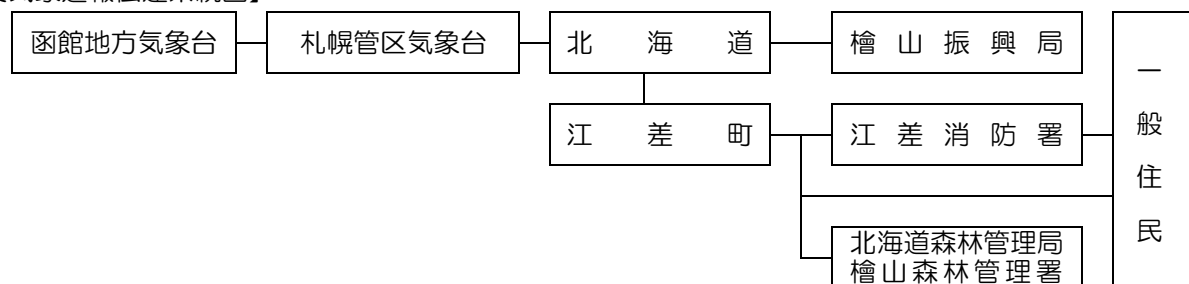
発 表 基 準
実効湿度65%以下で最小湿度35%以下の場合、又は平均風速で陸上13m/s 以上が予想される場合（平均風速は陸上を対象とした予想）。なお、平均風速が13m/s 以上であっても、降雨及び降雪の状況によっては火災気象通報を行わない場合がある。

②林野火災気象通報

林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として行い、伝達は第7章第5節「林野火災対策計画」により実施する。

③火災気象通報の伝達系統図は次のとおりである。

【火災気象通報伝達系統図】



6. 気象情報等

①地方気象情報、府県気象情報

気象情報とは、気象業務法第11条及び気象官署予報業務規則第47条に明記されているとおり、観測成果や予報事項に関する情報を発表し、防災関係機関や住民が円滑な防災活動を実施できるよう、公衆の利便を増進させることを目的とする情報。

気象の予報等について、警報・注意報に先立って予告的に注意を喚起する場合や、警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を補完的に解説する場合等に発表する情報。

②台風に関する気象情報

北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表する情報。

③記録的短時間大雨情報

府県予報区内で、数年に一度程度しか発生しないような激しい短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表する情報。

発表官署	対象区域	1時間雨量
函館地方気象台	渡島・檜山地方	100mm

④竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻・ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に発表する情報。情報の有効期間は発表から1時間である。

7. 海上警報の種類・発令基準及び伝達

①種類及び発表基準

船舶の運航に必要な海上の気象、波浪その他に関する警報で予想される風の強さによって、次の5種類に分けて発表する。

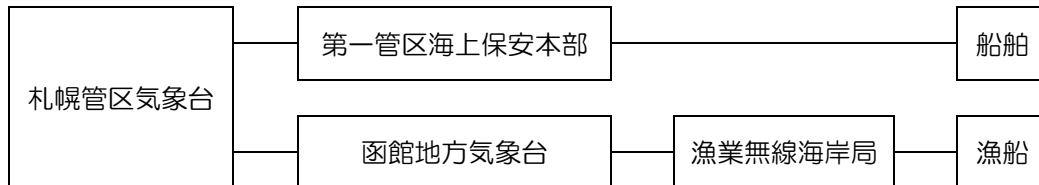
種別	呼 称		
	英 文	和 文	説 明
一般警報	WARNING	海上暴風警報	気象庁風力階級表の風力階級7(28～33kt)の場合
		海上農務警報	濃霧について警告を必要とする場合（海上の規定500m以下又は0.3海里以下）
強風警報	GALE WARNING	海上強風警報	気象庁風力階級表の風力階級8(34～40kt)及び9(41～47kt)の場合
暴風警報	STORM WARNING	海上暴風警報	気象庁風力階級表の風力階級10(48～55kt)以上の場合（熱帯低気圧により風力階級12(64kt～)の場合を除く）

台風警報	TYPHOON WARNING	海上台風警報	熱帯低気圧により気象庁風力階級表の風力階級12(64kt～)の場合
警報なし	NO WARNING	海上警報なし 海上警報解除	警報をする現象が予想されない場合又は継続中の警報を解除する場合

(注) この表に掲げる以外の現象について警告を発する必要がある場合は、一般警報として現象名の前に「海上」を附した警報を行うことがある。(例：海上着氷警報)

②海上警報通報の伝達系統図は次のとおりである。

【海上警報通報伝達系統図】



8. 水防活動用気象警報及び気象注意報の種類

水防活動の利用に適合する特別警報・警報・注意報は、次の表の左欄に掲げる種類ごとに、同表の右欄に掲げる特別警報・警報・注意報により代行する。

その種類は次のとおりであり、伝達は第4章第2節「水害予防計画」により実施する。

水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報
	大雨特別警報
水防活動用高潮注意報	高潮注意報
水防活動用高潮警報	高潮警報
	高潮特別警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報
水防活動用津波注意報	津波注意報
水防活動用津波警報	津波警報
	津波特別警報
水防活動用土砂災害警戒情報	土砂災害警戒情報

9. 異常現象を発見した者の措置等

①通報義務（基本法第54条第1項及び第2項）

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその状況を町長又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。何人もこの通報が最も迅速に到着するように協力しなければならない。

②警察官の通報（基本法第54条第3項）

異常現象発見者から通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨をすみやかに町長に通報しなければならない。

③町長の通報（基本法第54条第4項）

異常現象に関する通報を受けた町長は、次の気象官署に通報しなければならない。

あて先官署名	電話番号	地 域
函館地方気象台 函館市美原3-4-4	函館(0138)46-2211 46-2212	渡島総合振興局 檜山振興局地域管内